

令和6年11月28日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
広-H-011、 広-I-017	令和6年度防衛省シンポジウムの実施に係る支援役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年12月20日（金）11：15
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和6年12月13日（金）12：00までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年12月18日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高原 電話 03-3268-3111 内線 20814

適合条件

1 条件

(1) 次の条件を満たすスタジオを3案以上提示すること。

ア シンポジウムをオンラインでリアルタイムに配信することのできるスタジオ及び控室を確保すること。スタジオは、出演者5名程度が並んで座っても映像上問題なく映る広さと、配信時に背景合成は行わないため、イに示す調度品等と調和のとれた背景壁面又は室内を有し、防衛省本省（新宿区市ヶ谷）から3km圏内に所在するものとする。

イ スタジオには、別紙に示すような視聴者にカジュアルな印象を与える調度品（出演者用テーブル、椅子（ソファ等）、照明機器、本棚・観葉植物等の装飾品等）を備えること。

(2) 直近1年間（令和5年12月～令和6年11月）において、官公庁（本省庁及び都道府県庁等）が主催する500名以上が参加したオンラインイベントを実施・運営した実績を、4件以上有すること。

(3) 直近1年間（令和5年12月～令和6年11月）において、オンラインイベントのパネルディスカッションでモデレーターの経験を有するMCを2名以上提示すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことを示す資料（形式は任意であるが、条件（1）についてはスタジオの所在する住所、面積・防衛省からの距離・スタジオ及び調度品の参考画像、1時間あたりの借用料金等を記載すること。条件（2）については実施したイベント名、概要、参加者数等を記載すること。（3）については該当する実績の概要、プロフィールを記載すること）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した書類について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された資料等を審査の結果、当該条件を満たすと認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

12月13日（金）1200

仕 様 書		
件 名	令和6年度防衛省シンポジウムの実施に係る支援役務	作 成 年 月 日
		令和6年11月22日
		大臣官房広報課

1 総 則

この仕様書は、令和6年度防衛省シンポジウム（以下「シンポジウム」という。）の実施に係る支援役務について規定する。

2 シンポジウムの目的

国民との直接対話や広聴の機会を充実・強化して、防衛省の重要政策に関する関心と理解を促進する。

3 実施形式

シンポジウムはオンラインにより実施され、主催者挨拶（事前収録）、防衛省からの発表及び座談会（リアルタイム配信）等により構成される。

4 日 程

令和7年2月3日（月）から令和7年3月31日（月）までの間の1日

日程はシンポジウム実施の1か月前までに決定するものとする。シンポジウムの配信時間は2時間以内を基準とし、具体的な時程は別途官側が指定する。

5 業務実施内容

契約相手方は、以下の各項に規定する内容について官側と密接に調整を図り業務を実施するものとする。

(1) 業務実施体制

契約相手方は、契約内容の確実な履行、業務従事者の指揮監督及び関係部署との連絡調整について統括できる者として業務管理責任者を1名指定し、契約締結後速やかに官側に通知する。加えて、官側と業務内容等の認識をすり合わせた上で、業務進行スケジュールを作成し、速やかに官側へ提出する。

(2) 主催者挨拶映像へのテロップ付与

官側が提供する主催者挨拶の映像へ、官側が指定するテロップ付与等の編集を行う。

(3) 会場及び設備の確保

ア シンポジウムをオンラインでリアルタイムに配信することのできる、以下（ア）～（ウ）を満たすスタジオ及び控室を実施日において終日確保すること。決定に際し契約相手方は、スタジオの候補を3案以上提案するものとする。なお、防衛省本省から3km以上離れて所在する場合であっても、設備が充実している等シンポジウムの実施により適したスタジオがあった場合は、官側が認めた場合に限り提案に加えても差し支えない。

（ア）出演者5名程度が並んで座っても問題なく映像に収まる広さ

（イ）配信時に背景合成は行わないため、イに示す調度品等と調和のとれた背景壁面又は室内を有している

（ウ）防衛省本省（新宿区市ヶ谷）から3km圏内に所在

イ スタジオの設備

出演者用テーブル、椅子（ソファ等）、照明機器、映像・音声・パワーポイント資料

等を配信するために必要な機材、プロンプター、出演者が視聴者からの質問を確認するためのタブレット又はPC等の端末を用意する。また、視聴者にカジュアルな印象を与える観葉植物や本棚等の調度品を備えること。

ウ 出演者用控室

出演者用控室として、スタジオと同じフロアに、4～5名以上を収容できる控室を確保する。室数は2部屋以上とする。出演者用控室には、出演者人数分のテーブル、椅子、飲料（500～600mlのペットボトル）及び軽食（1食千円程度）を用意する。軽食の内容は、事前に官側と調整する。

エ 防衛省関係者用控室

防衛省関係者用控室として、スタジオと同じフロアに、5名以上を収容できる部屋又はスペースを用意する。控室には、人数分のテーブル及び椅子を用意する。

(4) 告知用ポスター画像、ライブ配信用サムネイル及び防衛省HP掲載用バナーの作成

写真画像やイラスト等を用いて、シンポジウムのテーマに相応しく、国民の興味を引く告知用ポスター画像を作成し、電子データにより官側へ提出する。告知用ポスター画像の決定に際し、契約相手方は複数案を提案の上、官側による校正を少なくとも2回受けること。A4判の画角（幅5：高さ7程度）を基準とし、サイズ等に変更がある場合は官側の指示に従う。

告知用ポスター画像を転用し、以下を基準とするライブ配信用サムネイル及び防衛省HP掲載用バナーを作成し、電子データにより官側へ提出する。決定に際しては、官側の校正を1回受けること。サイズ等に変更がある場合は官側の指示に従う。

- ・サムネイル 幅 1920×高さ 1081 ピクセル
- ・バナー 幅 720×高さ 400 ピクセル × 3種

(5) 配信業務

スタジオ内に、業務管理責任者、オンラインイベントでのパネルディスカッションにおいてモデレーター経験を有するMC及び配信業務の実施に必要な人員を派遣する。

シンポジウムの配信に必要な機材の操作、保守業務及び通信障害等の不測事態発生時の対応を行う。また、配信時にトラブル等が発生しないよう、予めリハーサル及び準備等を入念に実施する。

MCは、シンポジウム開始時の視聴者への説明（音声や映像設定の注意喚起、質問方法等）、主催者挨拶配信前後の案内、座談会の司会進行等を行う。MCの発言要領は官側が別途指示する。

配信の進行に応じて、発言者にフォーカスする又は出演者全員を俯瞰で撮影する等の適切なカメラワークやスイッチングを行うとともに、官側の指示に従い画面にプレゼンテーション資料及び出演者の氏名や座談会テーマ等のテロップ等を表示する。また、必要に応じて複数カメラで撮影した映像を1画面に割当てる等の演出に対応する。

ライブ配信は、防衛省公式YouTubeチャンネルから実施する。配信に際し必要な準備等を行うとともに及び官側との調整を行う。

ライブ配信において、視聴者からのリアルタイム質問の受け付け、回答を行う。質問を受け付けるオンラインフォーム（グーグルフォーム等）及びライブ映像に表示する質問受付フォームアクセス用の二次元コードの準備等、実施に際し必要な準備、調整、

当日の対応を行う。

キ 官側が提供する資料動画等を配信するために、複数の動画ファイルをつなぎ合わせる、字幕テロップを付する等の処置が必要な場合、官側の求めに応じ実施するものとする。

(6) アンケートの実施及び集計

ア シンポジウム終了後、参加者に対して、インターネットによるアンケートを実施する。アンケート項目については、官側が指示する。

イ アンケート実施に必要な回答フォーム（グーグルフォーム等）及びライブ映像に表示するアンケート回答フォームアクセス用の二次元コードの準備等、実施に際し必要な準備、調整、当日の対応を行う。

ウ アンケート結果を集計し、報告書を官側に提出する。報告書の体裁等については、予め官側と調整する。

(7) 動画データの編集・提供

ア シンポジウム終了後速やかに、シンポジウム全体の映像（字幕あり・なし）を電子データにより官側へ提出する。

イ 動画には予め官側と調整した字幕（フルテロップ）を付すること。また、官側からの求めがあれば、一部シーンをカットする等納品に必要な編集を実施する。

6 提出書類

提出書類は、以下のとおり提出すること。なお、電子データの提出に際し、DVD-R等の物理メディアを用いる場合は、契約相手方が用意すること。

	項目	内容	媒体	数量	提出期限
1	業務進行スケジュール	5 (1)	電子データ	1	契約後速やかに
2	告知用ポスター画像	5 (4)		1	開催日の40日前
3	サムネイル、バナー	5 (4)		1	開催日の40日前
4	アンケート結果	5 (6)		1	開催日から2週間以内
5	動画データ (字幕あり・なし)	5 (7)		各1	開催後速やかに

上表の提出期限が、令和7年3月31日以降となる場合は、令和7年3月31日を提出期限とする。

7 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、防衛省の指示・監督に従い実施すること。

8 情報保全

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

9 その他の指示事項

(1) 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と細部を協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

(2) 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

(3) 所有権及び著作権

この仕様書により作成した成果物等に関する全ての所有権及び著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、防衛省に帰属するものとし、防衛省は当該成果物等の一部または全部を防衛省ホームページ、防衛省公式SNS及び出版物等に掲載することができる。

(4) 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該第三者の事業者名等を官側に届け出なければならない。

(5) 国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律等の遵守

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

(6) 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省大臣官房広報課支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

(7) その他留意事項

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

10 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。